

「【注意喚起】大学内における違法な行為について」について

【ご意見・ご要望】

別添参照。

【回答】(回答日:2021年6月21日)

(回答部署:教育推進・学生支援部厚生課)

大学が所有する敷地および建物内に無断で自動販売機を設置する行為は、民法上保護された大学の所有権を侵害するため、「違法な行為」と記載しています。

No.1(投稿日:2021年6月16日)

「熊野寮にて何者かが無断で自動販売機を設置するという違法行為をしようとしている」という旨の告示が出ました。具体的にどのような法律に違反するのかはっきり示してください。

No.2(投稿日:2021年6月17日)

2021/06/16 掲示のお知らせ「【注意喚起】大学内における違法な行為について」において、京都大学に無断で熊野寮の「敷地および建物内に自動販売機を設置してもらいたい旨を設置業者に申し出て、設置業者との間で自動販売機設置契約を締結し、飲料の販売手数料を収受する」ようなことが違法な行為である旨の内容が記述されていましたが、具体的にどの法律に違反するかが記述されておらず、お知らせとして不適切に思われます。(根拠を示さずに「違法」であると主張し、同様の事案に厳重に対処する、という文言を掲示することは脅迫論証 (ad baculum)と呼ばれる詭弁だと言えるため)

そこで、

2021/06/16 掲示のお知らせ「【注意喚起】大学内における違法な行為について」について違法性について具体的にどの法律に違反するかを明記する、もしくは「違法な行為」の文言を削除することをよろしくお願いします。また、以後同様のことを繰り返すことのないよう徹底よろしくお願いします。